

株式会社ピース  
特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売事業  
運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社ピースが開設する株式会社ピース（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具等」という。）を提供することを目的とする。

第2条（特定福祉用具等販売の運営の方針）

1. 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（特定介護予防福祉用具販売の運営の方針）

1. 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 株式会社ピース

所在地 福島県郡山市堤下町1番23号

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・ 管理者 1人  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）の提供に当たるものとする。
- ・ 専門相談員 常勤換算で2.0人以上  
専門相談員は、指定特定福祉用具販売等の提供に当たる。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日

- ・ 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び下記の休業日を除く。
- ・ 夏季休業 8月13日～8月16日
- ・ 冬季休業 12月30日～1月4日

営業時間

- ・ 08:30 から 17:30 までとする。

第7条（指定特定福祉用具販売等の提供方法）

1. 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
2. 特定福祉用具等が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具等の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
3. 特定福祉用具等の納品に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具等の調整を行うとともに、当該特定福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

## 第8条（取り扱う種目）

指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 入浴補助用具
3. 簡易浴槽
4. 移動用リフトのつり具の部分
5. スロープ
6. 歩行器
7. 歩行補助杖

## 第9条（利用料等）

1. 指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。
2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - ① 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。
  - ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
4. 指定特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
  - ① 当該指定特定福祉用具販売事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
  - ② 提供した特定福祉用具等の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
  - ③ 領収書
  - ④ 当該福祉用具等のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

## 第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、郡山市、須賀川市、本宮市、二本松市及び田村市の区域とする。

## 第11条（苦情処理）

1. 提供した指定特定福祉用具販売等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
4. 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

## 第12条（事故発生時の対応）

1. 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 第13条（記録の整備）

1. 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
2. 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - ① 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ② 市町村への通知に係る記録
  - ③ 苦情の内容等の記録
  - ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - ⑤ 特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画

## 第14条（その他運営に関する重要事項）

1. 専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修採用後3ヵ月以内
  - ② 継続研修 年2年ごとに1回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ピースと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、西暦2024年10月01日から施行する。